

第百六十一回国会 法務委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(平成十六年十月十二日)(火曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 柳本 卓治君
理事 塩崎 恭久君 理事 佐々木秀典君
理事 山内おさむ君 理事 漆原 良夫君
理事 井上 信治君 大前 繁雄君
金子 恭之君 左藤 章君
笹川 堯君 柴山 昌彦君
園田 博之君 田村 憲久君
谷 公一君 西田 猛君
早川 忠孝君 松島みどり君
三原 朝彦君 水野 賢一君
森山 眞弓君 保岡 興治君
柳澤 伯夫君 加藤 公一君
鎌田さゆり君 河村たかし君
小林千代美君 仙谷 由人君
榊井 良和君 津川 祥吾君
辻 恵君 伴野 豊君
松野 信夫君 松本 大輔君
江田 康幸君 富田 茂之君

十月十二日
柳本卓治君委員長辞任につき、その補欠として塩崎恭久君が議院において、委員長に選任された。

平成十六年十月二十二日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 塩崎 恭久君
理事 園田 博之君 理事 田村 憲久君
理事 西田 猛君 理事 平沢 勝栄君
理事 佐々木秀典君 理事 津川 祥吾君
理事 伴野 豊君 理事 山内おさむ君

理事 漆原 良夫君

- 井上 信治君 宇野 治君
大前 繁雄君 城内 実君
左藤 章君 笹川 堯君
早川 忠孝君 松島みどり君
三原 朝彦君 森山 眞弓君
保岡 興治君 柳本 卓治君
山下 貴史君 加藤 公一君
鎌田さゆり君 河村たかし君
小林千代美君 高井 美穂君
榊井 良和君 辻 恵君
松野 信夫君 松本 大輔君
江田 康幸君 富田 茂之君

- 法務大臣 南野知恵子君
法務副大臣 滝 実君
法務大臣政務官 富田 茂之君
法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動
十月二十一日
辞任 補欠選任
金子 恭之君 平沢 勝栄君

同月二十二日
辞任 補欠選任
柴山 昌彦君 城内 実君
谷 公一君 宇野 治君
水野 賢一君 山下 貴史君
仙谷 由人君 高井 美穂君

同日
辞任 補欠選任
宇野 治君 谷 公一君
城内 実君 柴山 昌彦君
山下 貴史君 水野 賢一君
高井 美穂君 仙谷 由人君

同日
理事下村博文君及び森岡正宏君九月三十日委員辞任につき、その補欠として西田猛君及び田村憲久君が理事に当選した。

同日
理事与謝野馨君同月一日委員辞任につき、その補欠として園田博之君が理事に当選した。
同日
理事水田寿康君同月八日委員辞任につき、その補欠として津川祥吾君が理事に当選した。
同日
理事塩崎恭久君同月十二日委員長就任につき、その補欠として平沢勝栄君が理事に当選した。

同日
理事佐々木秀典君同日理事辞任につき、その補欠として伴野豊君が理事に当選した。

十月十二日
民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名提出、第百五十九回国会衆法第四〇号)
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第四六号)
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第六五号)
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第七七号)
同日
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
は本委員会に付託された。

十月十八日
共謀罪の創設反対に関する陳情書(東京都文京区湯島二の四の四山田善二郎)第七号)
国選弁護士報酬の増額等に関する陳情書外一件(福島市山下町四の二四武藤正隆外一名)第八号)
死刑執行に関する陳情書外二件(東京都千代田区霞ヶ関一の一の三山田勝利外二名)第九号)
司法修習生の給費制の堅持に関する陳情書外三件(札幌市中央区北一条西一〇伊藤誠一外三名)第一〇号)
弁護士報酬改訂者負担制度に関する陳情書外十二件(東京都千代田区霞ヶ関一の一の三岩井重一外二十二名)第一一号)

同日
人身売買禁止のための法制化を求める意見書(北海道倶知安町議会)第二六九号)
人身売買禁止のための法制化を求める意見書(宮城県柴田町議会)第二七〇号)
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県神川町議会)第二七一号)
人身売買禁止のための法制化を求める意見書(神奈川県座間市議会)第二七二号)
人身売買禁止のための法制化を求める意見書(石川県松任市議会)第二七三号)
人身売買禁止のための法制化を求める意見書(沖縄県石川市議会)第二七四号)
犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(神奈川県議会)第二七五号)
犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(滋賀県議会)第二七六号)
犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書(徳島県議会)第二七七号)
犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書(高知県議会)第二七八号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県有明町議会(第二七九号) 同月二十日)

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(北海道仁木町議会(第九七三号))

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県熊谷市議会(第九七四号))

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(埼玉県三芳町議会(第九七五号))

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県美里町議会(第九七六号))

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(東京都東久留米市議会(第九七七号))

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(神奈川県横須市議会(第九七八号))

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(奈良県生駒市議会(第九七九号))

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(福岡県大牟田市議会(第九八〇号))

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(福岡県黒木町議会(第九八一号))

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(福岡県川崎町議会(第九八二号))

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(佐賀県小城町議会(第九八三号))

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(長崎市議会(第九八四号))

犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書(宮城県築館町議会(第九八五号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(埼玉県熊谷市議会(第九八六号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(千葉県市議会(第九八七号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(大阪府池田市議会(第九八八号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(福岡県大牟田市議会(第九八九号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(佐賀県多久市議会(第九九〇号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県神埼町議会(第九九一号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県三瀬村議会(第九九二号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県中原町議会(第九九三号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県三根町議会(第九九四号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県小城町議会(第九九五号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県有田町議会(第九九六号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県山内町議会(第九九七号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県北方町議会(第九九八号))

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県江北町議会(第九九九号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(佐賀県白石町議会(第一〇〇〇号))

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(佐賀県福富町議会(第一〇〇一号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○塩崎委員長 これより会議を開きます。

この際、一言あいさつを申し上げます。

このたび、法務委員長の重責を担うことになりました塩崎泰久でございます。

の根本に深くかわる重要な問題が山積している中で、本委員会に課せられている使命はまことに重大であると考えております。

幸いに、本委員会には、法務関係に練達な方々がたくさんおそろいでございますので、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会の運営に努めてまいり所存でございますので、どうぞ御指導賜りますようお願いを申し上げます(拍手)

○塩崎委員長 理事の辞任につきましてお諮りをいたします。

理事佐々木秀典君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任及び委員の異動並びに私の委員長就任に伴い、現在理事が六名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に

園田 博之君 田村 憲久君

西田 猛君 平沢 勝栄君

津川 祥吾君 及び 伴野 豊君

を指名いたします。

○塩崎委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判所の司法行政に関する事項

法務行政及び検察行政に関する事項

国内治安に関する事項

人権擁護に関する事項

以上の各事項につきまして、本会期中調査をいたしたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 この際、南野法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。南野法務大臣。

○南野国務大臣 まず、ごあいさつを申し上げます。少し長くなりますが、よろしくお願いたします。

このたび、法務大臣に就任いたしました南野知恵子でございます。

近年、多くの凶悪重大事件が連続しています。心に痛めておりましたが、そのような折に法秩序の維持、国民の権利擁護等を任務とする法務省の長を担当することとなり、その責務の重大さを痛感いたしております。平素から法務行政の運営について格別の御尽力を賜っております委員長を初め委員の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、私の法務行政に対する思いの一端を述べさせていただきます。

現下の緊急課題は、安全な社会の実現、維持に取組むこと、つまり治安の回復でございます。

我が国の刑法犯認知件数は、依然として戦後最高水準で推移している上、凶悪殺傷事犯や少年による重大犯罪が続出し、来日外国人による犯罪も多発しております。一方で、刑法犯検挙率は、過去最低の水準に落ち込んでおり、我が国の治安は、まさに危機的ともいふべき状況にあると言わなければなりません。

まず、このような我が国の治安情勢の悪化に対し、国民の不安を解消するためには、早期に犯人

を檢査し、厳正な処罰をし、さらに、犯罪者に対し改善更生のための教育を施して、その円滑な社会復帰を図るといふ刑事司法システムが十全に機能することが不可欠の前提であります。そのため、各種法令等の整備を図るとともに、検察、矯正、更生保護の刑事司法システムを支える治安関係部門についてはもとより、関係する入国管理、公安調査庁等においても、その組織、職員を充実し、より強固な体制を整備することが急務であります。

法整備につきましては、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案が継続審議とされているところでございますが、さらに凶悪重大犯罪に対処するため、刑法等の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきます。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。これに加え、人身取引に対する罰則整備及び少年の保護事件に関する調査手続等の整備について、法制審議会に諮問を行っているところであり、今後、その答申を受け、法整備を行ってまいります。次に、治安の再生のためには厳格な出入国管理の実施も必要不可欠であります。法務省におきましては、二十五万人に上る不法滞在者を今後五年間で半減するため、厳格な水際対策や不法滞在者の取り締まりを強化しているところであり、今後、リエンオプサイサーの派遣、プレクリアランスの実施、セカンダリー審査の導入、バイオメトリックスを活用した出入国審査の実施等種々の対策を講じるなど、さらなる出入国管理体制の充実強化に努めてまいります。

さらに、国際的な反テロの努力にもかかわらず、依然として国際テロの脅威は深刻であり、我が国に対しても、イラクへの自衛隊派遣に反対する国際テロ組織等によるテロが行われる可能性を否定できません。加えて、北朝鮮の動向が我が国の安全に与える影響も見逃ごせないことから、公安調査庁においては、内外の関係機関との情報協力を

深めるなど情報網の整備拡充に努めるとともに、情報収集、分析の充実強化にも一層努力してまいります。また、オウム真理教については、現在もおお、麻原彰晃こと松本智津夫の強い影響下にあると認められることから、国民の不安を解消するために、引き続き、団体規制法を適正に執行していく必要があると考えております。

また、刑務所等の行刑施設においては、平成十六年八月末日現在、受刑者数が約六万四千人、収容率一七％に達するなど、その過剰収容状態は極めて深刻であることに加え、外国人や高齢受刑者等の特別の配慮を要する被収容者も増加しております。このため、今後とも、受刑者の円滑な社会復帰のための処遇の充実を図るとともに、所要の要員及び経費の確保に努め、あわせて、PFI手法を活用した刑務所等の新設を含め、さらに大規模な収容能力拡充のための施設整備に努めてまいります。

保護観察においても、事件数の増大と相まって、凶悪粗暴事犯者や再犯の可能性が高い薬物乱用者など、特段の配慮を要する困難な事案が多くなっております。再犯を防ぐ最後の支えである更生保護の機能強化を図るため、保護観察官、保護司、更生保護施設等の体制を一層充実させる必要があります。

次に、司法制度改革についてです。国民にとって身近で頼りがいのある司法制度を構築するため、司法制度改革推進本部を中心にしまして、政府を挙げて改革の実現に取り組んでいくところでありますが、いよいよ司法制度改革推進本部の設置期限も十一月末日に到来いたします。民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案が継続審議とされているところでありますが、さらに裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきます。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。そして、今後は、司法制度改革において成立し

た法律に基づく制度、特に裁判員制度やいわゆる司法ネットを円滑に導入し、実効的に運用していく重要な課題が残っております。私は、国民が司法に求める声に常に耳を傾け、そのニーズにこたえていく姿勢をもって、この課題に全力で取り組む所存でございます。

そして、行刑改革についてです。既に御承知のとおり、昨年十二月、民間の有識者から成る行刑改革会議から、国民に理解され、支えられる刑務所をつくることを主眼とする提言をいただきました。監獄法の改正など、行刑改革に向けた課題は山積いたしておりますが、私は、この提言が行刑行政のあるべき姿、方向性を示したものであるとの認識に立ち、これを真摯に受けとめ、森山元大臣、野沢前大臣のつくり上げた路線を歩み、不退転の決意を持って改革に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、民事基本法整備についてです。平成十三年から取り組んでまいりました民事基本法整備は着々と成果を上げております。

今国会におきましては、継続審議とされている民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案に加え、個人保証人の保護を図るための法整備と民法の表記を片仮名から平仮名に改めることを内容とする民法の一部を改正する法律案及び動産譲渡を登記によって公示する制度を創設するなどを内容とする債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を提出させていただきます。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。

さらに、最近の市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の管轄区域の表示の整備を行うことなどを内容とする下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきます。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。このほか、登記所備えつけ地図の全国的な整備

今なお後を絶たない人権に関する諸問題への対応、心神喪失者等医療観察法の円滑な施行、さらには刑事司法に関する国際協力及び民事商事分野におけるアジアの国々に対する法整備支援の推進など、法務行政の抱える課題は少なくありませんが、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

委員長を初め皆様の御理解と御指導のもと、法務大臣として強い指導力を発揮し、国民のために積極的に諸課題に取り組み決意でございます。このたび新たに就任した滝副大臣及び富田大臣政務官とともに全力を尽くしてまいります所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○塩崎委員長 次に、滝法務副大臣及び富田法務大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。滝法務副大臣。

○滝副大臣 このたび、法務副大臣を仰せつかりました滝実でございます。法秩序の維持と国民の権利擁護の保全、こういう法務行政の基本使命を果たすために全力を傾注してまいりたいと存じております。富田法務大臣政務官とともに南野法務大臣を補佐しまして、最大の努力をさせていただきます。

委員長を初め委員の皆様方の御指導、御支援を賜りまして、重責を果たしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。たいと存じます。(拍手)

○塩崎委員長 次に、富田法務大臣政務官。

○富田大臣政務官 法務大臣政務官の富田茂之でございます。弁護士を経験を生かしまして、南野法務大臣、滝法務副大臣をしつかり補佐し、国民の安全と権利を守り、国民の声に誠実にこたえる法務行政の確立を目指して、全力を尽くしてまいります。塩崎委員長初め理事、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○塩崎委員長 次に、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。南野法務大臣。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○南野国務大臣 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の改正を行うおととするものでありまして、以下簡単にその要点を申し述べます。

第一点は、簡易裁判所の管轄区域の表示の変更でございます。山口県厚狭郡補町の同県宇部市への編入合併に伴い、厚狭郡補町に設立されている船木簡易裁判所と宇部市に設立されている宇部簡易裁判所の管轄区域の範囲を従前どおり維持するため、船木簡易裁判所及び宇部簡易裁判所の管轄区域の表示について変更を行うおとするものでございます。

第二点は、簡易裁判所の名称の変更であります。裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、新潟県南魚沼郡六日町及び同郡大和町を廃し、その区域をもって南魚沼市が置かれることに伴い、六日町簡易裁判所の名称を南魚沼簡易裁判所に変更するなど、計十一庁の名称を変更しようとするものでございます。

第三点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、同法別表第四表及び第五表について必要とされる整理を行うものであります。

以上が、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○塩崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○塩崎委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○塩崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○塩崎委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十七分散会

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表六日町簡易裁判所の項を次のように改める。

南魚沼簡易裁判所

南魚沼市

別表第四表所在地の欄中「新潟県佐渡郡佐和田町」を「佐渡市」に改める。

別表第四表峰山簡易裁判所の項を次のように改める。

京丹後簡易裁判所

京丹後市

別表第四表所在地の欄中「兵庫県水上郡柏原町」を「丹波市」に改める。

別表第四表水口簡易裁判所の項を次のように改める。

甲賀簡易裁判所

甲賀市

別表第四表上野簡易裁判所の項を次のように改める。

伊賀簡易裁判所

伊賀市

別表第四表八幡簡易裁判所の項を次のように改める。

郡上簡易裁判所

郡上市

別表第四表所在地の欄中「山口県厚狭郡補町」を「宇部市大字船木」に、「宇部市」を「宇部市

別表第四表木次簡易裁判所の項を次のように改める。

雲南簡易裁判所

雲南市

別表第四表所在地の欄中「島根県隠岐郡西郷町」を「島根県隠岐郡隠岐の島町」に、「長崎県老岐

別表第四表福江簡易裁判所の項を次のように改める。

五島簡易裁判所

五島市

別表第四表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

新上五島簡易裁判所

長崎県南松浦郡新上五島町

別表第四表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第四表所在地の欄中「長崎県下県郡厳原町」を「対馬市厳原町中村」に、「長崎県上県郡上県町」を「対馬市上県町佐須奈」に、「川内市」を「薩摩川内市花木町」に、「鹿児島県薩摩郡上飯村」を「薩摩川内市上飯町中飯」に改める。

別表第四表川島簡易裁判所の項を次のように改める。
吉野川簡易裁判所
吉野川市

別表第四表伊予三島簡易裁判所の項を次のように改める。
四国中央簡易裁判所
四国中央市

別表第四表城辺簡易裁判所の項を次のように改める。
愛南簡易裁判所
愛媛県南宇和郡愛南町

別表第五表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「東茨城郡」を「東茨城郡 那珂郡」に改め、「那珂郡」の内に「那珂市」を削り、「同表日立簡易裁判所の管轄区域の欄中「多賀郡」を削り、同表常陸太田村 那珂町 瓜連町」を削り、同表日立簡易裁判所の管轄区域の欄中「大宮町 山方簡易裁判所の管轄区域の欄中「常陸太田市」を「常陸太田市 常陸大宮市」に改め、「那珂郡の内」を削り、同表三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島市」を「三島市 伊豆市」に改め、同表島田簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤枝市」を「藤枝市 御前崎市御前崎、白羽及び港」に改め、同表掛川簡易裁判所の管轄区域の欄中「掛川市」を「掛川市 御前崎市（御前崎、白羽及び港を除く）」に改め、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「南アルプス市」を「南アルプス市 甲斐市 笛吹市 北杜市」に改め、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「河口湖町 勝山村 足和田村」を「富士河口湖町」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上高井郡」を「上高井郡 更級郡」に改め、「更級郡の内」を削り、同表上田簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市」を「千曲市 東大岡村」に改め、「北佐久郡の内」を削り、同表佐久簡易裁判所の管轄区域の欄中「南佐久郡」を「南佐御市」に改め、更級郡の内 北御牧村 上山田町」を削り、同表新発田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊栄市」を「豊栄市 阿賀野市」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「栃尾市」を「栃尾市 魚沼市」に改める。

別表第五表六日町簡易裁判所の項を次のように改める。

南 魚 沼
新潟県の内
南魚沼市 南魚沼郡

別表第五表佐渡簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿津市 佐渡郡」を「佐渡市」に改める。

別表第五表峰山簡易裁判所の項を次のように改める。
京 丹 後
京都府の内
京丹後市

別表第五表柏原簡易裁判所の管轄区域の欄中「水上郡」を「丹波市」に改め、同表豊岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊岡市」を「豊岡市 養父市」に改め、「養父郡」を削り、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に改め、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗東市」を「栗東市 野洲市」に改め、「野洲郡」を削る。

別表第五表水口簡易裁判所の項を次のように改める。
甲 賀
滋賀県の内
甲賀市 湖南市

別表第五表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「南部町 南部川村」を「みなべ町」に改め、同表豊橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「蒲郡市」を「蒲郡市 田原市」に改める。

別表第五表上野簡易裁判所の項を次のように改める。
伊 賀
三重県の内
名張市 伊賀市

別表第五表桑名簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑名市」を「桑名市 いなべ市」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「志摩郡」を「志摩市」に改める。

別表第五表岐阜簡易裁判所の項を次のように改める。
岐 卓
岐阜県の内
岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市
下呂市の内
金山振興事務所の所管区域
羽島郡 本巣郡 武儀郡

別表第五表八幡簡易裁判所の項を次のように改める。

郡 上
岐阜県の内
郡上市

別表第五表高山簡易裁判所の項を次のように改める。

高 山	岐阜県の内 高山市 飛騨市 下呂市(金山振興事務所の所管区域を除く。) 大野郡 吉城郡
-----	--

別表第五表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「福井市」を「福井市 あわら市」に改め、同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「松任市」を「松任市 かほく市」に改め、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「射水郡」を「射水郡 西礪波郡」に改め、「西礪波郡の内」を削り、同表砺波簡易裁判所の管轄区域の欄中「東礪波郡」を「南砺市」に改め、「西礪波郡の内」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「廿日市市」を「廿日市市 佐伯郡」に改め、「佐伯郡の内」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「備前市 瀬戸内市」に、「邑久郡」を「加賀郡吉備中央町(高梁簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「能義郡」を削る。

別表第五表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「備前市」を「備前市 瀬戸内市」に、「邑久郡」を「加賀郡吉備中央町(高梁簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「能義郡」を削る。

別表第五表木次簡易裁判所の項を次のように改める。

雲 南	島根県の内 雲南市 仁多郡 飯石郡
-----	----------------------

別表第五表益田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡 鹿足郡」を「鹿足郡」に改め、同表「岐簡易裁判所の管轄区域の欄中「老岐郡」を「老岐市」に改める。

別表第五表福江簡易裁判所の項を次のように改める。

五 島	長崎県の内 五島市
-----	--------------

別表第五表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

新上五島	長崎県の内 南松浦郡 西彼杵郡の内 崎戸町平島
------	----------------------------------

別表第五表厳原簡易裁判所の項を次のように改める。

厳 原	長崎県の内 対馬市(峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域を除く。)
-----	---

別表第五表船木簡易裁判所の項を次のように改める。

船 木	山口県の内 小野田市 美祿市 宇部市の内 楠総合支所の所管区域 厚狭郡
-----	---

別表第五表宇部簡易裁判所の項を次のように改める。

宇 部	山口県の内 宇部市(楠総合支所の所管区域を除く。)
-----	------------------------------

別表第五表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「備前市」を「備前市 瀬戸内市」に、「邑久郡」を「加賀郡吉備中央町(高梁簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「能義郡」を削る。

別表第五表木次簡易裁判所の項を次のように改める。

雲 南	島根県の内 雲南市 仁多郡 飯石郡
-----	----------------------

別表第五表益田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡 鹿足郡」を「鹿足郡」に改め、同表「岐簡易裁判所の管轄区域の欄中「老岐郡」を「老岐市」に改める。

別表第五表福江簡易裁判所の項を次のように改める。

新上五島	長崎県の内 南松浦郡 西彼杵郡の内 崎戸町平島
------	----------------------------------

別表第五表厳原簡易裁判所の項を次のように改める。

厳 原	長崎県の内 対馬市(峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域を除く。)
-----	---

別表第五表上県簡易裁判所の項を次のように改める。

上 県
長崎県の内
対馬市の内
峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域

別表第五表三角簡易裁判所の項を次のように改める。

三 角
熊本県の内
宇土市長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町
大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島
宇土郡の内
三角町

別表第五表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「中央町 砥用町」を「美里町」に改め、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「本渡市」を「本渡市 上天草市（大矢野町維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島を除く）」に、「龍ヶ岳町 御所浦町」を「御所浦町」に改め、「松島町 姫戸町」を削り、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「松元町 日吉町 郡山町」を「日吉町」に改める。

別表第五表川内簡易裁判所の項を次のように改める。

川 内
鹿児島県の内
薩摩川内市（里支所、上甑支所、下甑支所及び鹿島支所の各所管区域を除く。）
薩摩郡

別表第五表甑島簡易裁判所の項を次のように改める。

甑 島
鹿児島県の内
薩摩川内市の内
里支所、上甑支所、下甑支所及び鹿島支所の各所管区域

別表第五表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「北会津郡 耶麻郡」を「耶麻郡」に改め、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「六郷町」を「美郷町」に、「千畑町 仙南村 西仙北町」を「西

仙北町」に改め、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉石村 新郷村」を「新郷村」に改める。

別表第五表川島簡易裁判所の項を次のように改める。

吉 野 川
徳島県の内
吉野川市 阿波郡

別表第五表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊野町」を「いの町」に改め、「吾北村」を削り、同表松山簡易裁判所の管轄区域の欄中「北条市」を「北条市 東温市」に改める。

別表第五表八幡浜簡易裁判所の項を次のように改める。

八 幡 浜
愛媛県の内
八幡浜市
西予市の内
三瓶総合支所の所管区域
西宇和郡

別表第五表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中

「東予市 周桑郡」を削る。

別表第五表伊予三島簡易裁判所の項を次のように改める。

四 国 中 央
愛媛県の内
四国中央市

別表第五表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「東宇和郡」を「西予市（三瓶総合支所の所管区域を除く。）」に改める。

別表第五表城辺簡易裁判所の項を次のように改める。

愛 南
愛媛県の内
南宇和郡

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理 由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第百五十四回国会法務委員会議録第十六号中正誤

ページ 段行 誤 正
二一 三 控訴事実 公訴事実

第百五十九回国会法務委員会議録第三号中正誤

ページ 段行 誤 正
四二 三 更正 更生

改善更正
四四 四四 二二
四三 三三 二二
四二 三三 二二
四一 三三 二二
四〇 三三 二二
三九 三三 二二
三八 三三 二二
三七 三三 二二
三六 三三 二二
三五 三三 二二
三四 三三 二二
三三 三三 二二
三二 三三 二二
三一 三三 二二
三〇 三三 二二
二九 三三 二二
二八 三三 二二
二七 三三 二二
二六 三三 二二
二五 三三 二二
二四 三三 二二
二三 三三 二二
二二 三三 二二
二一 三三 二二
二〇 三三 二二
一九 三三 二二
一八 三三 二二
一七 三三 二二
一六 三三 二二
一五 三三 二二
一四 三三 二二
一三 三三 二二
一二 三三 二二
一一 三三 二二
一〇 三三 二二
〇九 三三 二二
〇八 三三 二二
〇七 三三 二二
〇六 三三 二二
〇五 三三 二二
〇四 三三 二二
〇三 三三 二二
〇二 三三 二二
〇一 三三 二二

同 第十号中正誤
関東地方更正保
護委員会 関東地方更生保
護委員会

ページ 段行 誤 正
三四 二 控訴事実 公訴事実

同 第三十号中正誤

ページ 段行 誤 正
更正プログラム 更生プログラム